

公認会計士制度変革の足取り（序説）

ーグローバル経済深化を背景にしてー

中地 宏

<目次>

はじめに

1. 世界会計士会議東京大会の開催
2. 公認会計士（CPA）制度を支える要因の論理
構造点描
3. 会計基準設定主体の態様変化
4. 公認会計士監査の信頼性確保
5. 企業経営と会計・監査

むすび

<追録>

- I. 年表（1985年から2005年まで）
- II. 参考資料
- III. あとがき

はじめに

21世紀に入って、世界経済及び資本市場のグローバル化が深化し、会計・開示基準の国際的収斂（コンバージェンス）の動きは、さらに進展している。その一方で、米国企業の不正経理事件など、世界的に会計監査の信頼性を揺らがせる事件が相次いで発生しており、監査の公正性及び信頼性の回復が国際的な緊

急の課題となっている。

我が国では、公認会計士監査制度の充実・強化を目的として、2003年に公認会計士法が改正された。具体的な内容としては、第一に、公認会計士試験制度の改正が行われ、2006年1月より、新たな試験制度が始まることとなった。社会人を含めた多様な受験者層が挑戦出来る仕組みを構築して受験者数を拡大し、2018年度までに公認会計士5万人体制を作ることを目標としている。第二に、監査の質的な向上を目指して、従前の「公認会計士審査会」を改組する形で、金融庁の下に「公認会計士・監査審査会」が設置された（2004年）。この監査審査会の新たな業務に、日本公認会計士協会が実施する「品質管理レビュー」のモニタリングがあり、監査事務所における監査業務の公正性や独立性、信頼性の確保を図っている。

このような改革が求められる時代的な要請を確認するため、公認会計士制度の歴史を振り返りながら、その流れの方向を凝視したい。

1. 世界会計士会議東京大会の開催

日本の経済社会において、公認会計士制度が本格的に認知されたのは、1987年10月に世界会計士会議東京大会が開催されたのがきっかけである。会計士の国際会議は1904年の第一回大会以来、既に12回開催されていたが、東京大会は、国際会計士連盟（International Federation of Accountants: IFAC）が主催（日本公認会計士協会が共催）する最初の大会であり、アジアでの開催も初めてであった。また、統一テーマとして「高度情報化社会における会計人の役割」が掲げられ、「聞く」「見る」「触れる」という立体的な方法によって、参加者がより多角的・多面的に理解できるよう、様々な工夫がなされた。コンピュータが職場・家庭環境における不可欠な存在となっている時代に入ったと捉えた。

当時、日本経済は上昇期にあり、日本は世界の経済大国として確固たる地位を築いていたが、貿易摩擦や自由化問題など、諸外国との問題も大きく取り沙汰されていた。日本の経済発展に、会計や公認会計士がどんな寄与をしたのか、各国の会計士は高い関心を抱いていた。他方、日本公認会計士協会にとっても、世界会計士会議の主権を通じて、会計・監査の国際的な発展に貢献することは、かねてからの念願であった。東京大会の本会議や基調部会、社交行事などで、参加者が直接、交流の機会を持ったことは、参加者同士の相互理解を深めると同時に、IFACとしての団結を強化する働きもあった。

日本国内に目を向けると、東京大会の開催はマスコミやメディアで度々紹介され、日本公認会計士協会のPR効果は絶大なものがあつた。「公認会計士」という職業の知名度が、大

幅に上がったのである。

東京大会における結束を契機として、IFACは資本市場及び貿易の発展に寄与する国際機構と連携するなどして、地球規模の課題に対して、より大きなリーダーシップを引き受けるようになった。そして5年後の1992年10月にワシントンで開催されたIFAC総会において、今後のIFACの長期的な活動指針として「21世紀に向けて会計職業の戦略的方向」と題するMission Statement（使命の宣言）を採択した。

2. 公認会計士（CPA）制度を支える要因の論理構造点描

従来、日本企業は金融機関からの融資に頼る間接金融が主流だったが、バブル経済の崩壊後、不良債権に苦しむ金融機関が融資を抑えたことなどから、日本企業は、株式や社債を発行して証券市場から資金調達する直接金融へ、急速に移行している。さらにグローバル経済が深化するにつれて、海外の投資家からの資金流入も増え、証券市場における金の流れはますます加速し、資金量も増加の一途を辿っている。

証券市場は、資金を必要とする企業経営者（Demand）と、資金を投資する投資家（Supply）から構成されているが、ここで、投資家の出資に対する担保をいかに確保するかが焦点となる。

企業経営者は、財務諸表の形で企業の財政状態及び経営成績を開示するが、その開示内容を保証するのが公認会計士による会計監査である。ここで公認会計士は人的・技術的保証人を務めているが、公認会計士監査を、制度として法的仕組みを助勢・規制する国家の

「力」が必要である。これが、公認会計士(CPA)制度が存在する目的といえる。

先に述べたように、グローバル経済の深化によって、証券市場における金の流れもグローバル化していく。日本企業への出資者が国内投資家のみである場合は、日本国家がCPA制度の法的仕組みを整えれば足りるが、海外投資家による出資が増えてくると、世界各国との調整が避けられなくなってくる。

そのひとつが、会計基準に関する集団的な承認である。会計基準とは、証券市場を構成する企業側及び投資家側が合意したルールであり、企業の経済活動を測定・表示するための物差しである。企業のあまたある経済活動のうち、どんな取引を、どのタイミングで認識し、財務諸表の形で開示するかについて、合意して基準を形作ることによって、一貫性及び継続性、そして他の企業との比較可能性が保たれる。そこで、会計基準の信頼性確保のための社会制度作りが継続的に行われる必要がある。公認会計士による会計監査も、企業の作成する財務諸表が会計基準に合致しているか否かという観点から行われる。

会計基準に則った財務諸表が企業経営者によって作成され、毎期の企業活動を投資家及び債権者に、情報として伝達する。この時、企業経営者によって作成された財務諸表を、制度として監視・監督するひと（行政官＝国家権力）が必要である。財務諸表によって資金を調達する地理的範囲の大きさによって、求められる規制機関の広さも決まってくる。例えば、企業の資金調達が、国として、あるいは経済圏として、または地球全体として行われる場合、規制機関も各段階に応じて、規制の範囲を広げる必要が生じてくる。すなわち、経済土壌がGlobalかLocalかで、会計基

準のレベルが決まってくる。ここでいう経済土壌とは、企業経営のための資金の需要と資金の供給、そして生産する商品やサービスの需要・供給の仕組みを指す。

多国籍企業の経営が本格化し、国境を越えて活動を拡大するようになったのは、1970年代であった。この時期、各国の財務諸表の用語・様式が異なり、利益計算の根拠が不明確なため、多国籍企業の事業活動を把握するのが困難であった。そのため、会計基準の世界統一化の動きが始まったのである。

1973年、米国、イギリス、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダの9カ国の職業会計士団体により、民間の国際組織として、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）が設立された。IASCは設立後、国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）を次々と公表していったが、IASはなかなか、各国に浸透しなかった。この理由として、各国に対しIASを適用するような強制力を持っておらず、また、IASの代替的な会計処理を認めていたために財務諸表の比較可能性が確保されなかったことなどが挙げられる。

この動きは1980年代後半、大きく転換する。米国証券取引委員会（Securities Exchange Commission: SEC）や日本の金融庁など、各国の証券市場監督機関によって構成される証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commission: IOSCO）が、IASCへの支持を表明したからである。IOSCOは1987年、IASCの諮問グループに参加したのをきっかけに、IASで認められていた代替的な会計処理方法を削減するよう要請した。それを受けてIASCはIASの全面

的な見直しを行う「財務諸表の比較可能性改善プロジェクト」を開始し、1990年に「趣意書—財務諸表の比較可能性」を公表した。

IOSCOはさらに1993年、企業がグローバルに資金調達する際に作成する財務諸表に適用すべき最小限の会計基準として、40項目にわたる包括的な体系を「コア・スタンダード」と名づけて公表した。同時に、IOSCOはIASCに対し、コア・スタンダードに対応するIASの改訂や、新たなIASの策定を要請した。IASCは1999年にコア・スタンダードに対応するIASを完成させ、2000年、IOSCOはそれを一括承認した。

2001年、IASCは名称を国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) へ変更し、各国の会計基準設定機関 (私的セクターに立脚したもの) と連携するメンバーで構成される国際機関へと組織を変更した。

このように、会計基準作りがIASCに始まり、さらにIASBへと発展・展開していった過程は、上記の経済土壌の進化が変動要因となっている。IASCは、各国の会計基準を調和化することによって、国際会計基準を創っていく努力をしたが、IASBはまず、国際的に通用させる国際会計基準を作り (国際会計基準は後に、

国際財務報告基準【International Financial Reporting Standards: IFRS】と呼ばれるようになった。)、各国にリエゾン・ディレクターを置いて、リエゾン・ディレクターが責任をもってIASBと各国の会計基準設定主体との関係を構築する組織になった。

こうして創出されたIAS (またはIFRS) は、国際的な企業資金の需要者が、財務諸表を担保する時の用具となっている。その担保力は、個別企業の財務諸表を国際的にも信頼度の高い (Good standing) 公認会計士ファーム (監査法人) によって監査されることで、賦与される。

国際的な企業資金の需要・供給のマーケットにおける公認会計士監査制度は、経済土壌の進化変動によって、変化していかねばならないが、常に「社会の信頼」にこたえる制度でなければならない。経済土壌は人間社会に存在するから、公認会計士には高いプロフェッショナルのモラルが求められる。

3. 会計基準設定主体の態様変化

日本経済の戦後50年間の歩みと会計制度改革の変遷を振り返ると、企業会計基準の目的の変化に応じて、次の3段階に分けられる。

時期	目的	動き
① 1949年以降	課税利益の算定 (企業の正常収益力測定)	企業会計原則の導入
② 1963年以降	配当可能利益の算定 (株式持合い、含み益経営を前提)	法務省計算書類規則の導入
③ 1998年以降	企業の投資価値算定、投資情報開示 のグローバル化に対応	国際会計基準との調和

まず、①の1949年以降であるが、戦後の会計制度改革は、米国軍の占領下だったため、米国の制度を模範に「企業会計原則」が導入された。成文法ではなく、英米法の流れを汲む「一般に公正妥当と認められる会計基準」が制定され、会計制度において慣習法の尊重が基調となった。ところが、大陸法の制定法主義に基づく商法が既に存在していたため、日本の会計制度は慣習法と大陸法の二つの視点を抱えざるを得なくなった。企業会計と商法の調整は現在に至るまで、大きな論点であり続けている。

当時、企業会計と商法を調整するに当たって商法や税法及び関連する諸規定は、企業会計に関係ある項目を制定・改廃する場合「企業会計原則」を尊重するという方針が採られていた。

しかし、②の1963年を境にして、企業会計原則は、強行法規である商法への歩み寄りを迫られるようになった。同年に制定された法務省令計算書類規則では、「企業会計原則」が採用していた当期業績主義損益計算書に変わって、当期処分可能利益計算書（損益・利益剰余金結合計算書）が採用された。同時に、証券取引法に基づいて大蔵省令財務諸表等規則も制定され、法務省令計算書類規則との整合性が図られた。この後いくつかの曲折を経て、1974年の商法改正後、企業会計原則は商法における計算規定の解釈指針となった。これで「企業会計原則」と商法計算規定との調整に、一応の決着がつけられた。

この「企業会計原則」の設定主体が、大蔵大臣（現：財務大臣）の諮問機関の一つ「企業会計審議会」であった。企業会計基準や監査基準の設定のほか、企業会計に関する重要な事項についての調査・審議を行っており、

実質的に日本の会計制度をコントロールしてきた。日本は官主導で企業会計原則が作られてきたといえる。

1990年代、日本企業を取り巻く環境は厳しさを増していた。グローバル経済の進展による資本市場の活発化、企業活動・経済取引の国際化・高度化はますます加速していた。バブル崩壊、相次ぐ金融機関の経営破綻などによって日本の金融システムに対する不安が高まった。

③の1998年以降になると、日本経済は金融危機に突入し、産業再生を迫られた。その再生の方向性は経済のグローバル化への対応であり、市場原理の導入である。この事態を反映するように、国際会計基準を念頭に置いた新会計基準の設定が進められた。しかし、日本の会計基準は長年、官主導で作られてきたため、経営環境の変化によって柔軟に会計基準を変更するということが出来なかった。

ちょうどその頃、国際会計基準審議会（IASB）が発足することになった（2001年）。当時すでに、世界の主要国では民間による独立した会計基準設定機関を設立していた。また、国際会計基準に向けた統一の動きも本格化していた。市場の変化に合わせて迅速に会計基準を開発・設定することが、市場参加者から求められていた。

自民党や経団連（当時）、日本公認会計士協会といったところが、民間独立の会計基準設定機関の創設に向けて、強い提言や活動を展開した。これを受けて大蔵省（現：金融庁）において「基準設定主体のあり方に関する懇談会」が設置され、2001年7月、日本で初の民間の会計基準設定機関として「財務会計基準機構財団」が設立されたのである。

財団の活動内容は、大まかに①日本の会計

基準の開発・提言、②国際対応・国際会計基準整備への貢献、③会計基準に関する調査・研究、研修、広報、の3種類に分けられる。財団の中核組織は、会計基準の開発・提言を行う「企業会計基準委員会（以下、ASB）」であり、ほかに理事会、評議会及びテーマ協議会という組織がある。会計基準の開発には独立性、公平性及び透明性の確保が強く要請されるため、ASBは金融庁、企業会計審議会のどちらからも独立しており、民間の会計基準設定主体として位置づけられている。従来、日本における会計基準等の設定にかかわる業務は、企業会計審議会、日本公認会計士協会などに分散されていたが、2001年7月以降はASBに一本化された。

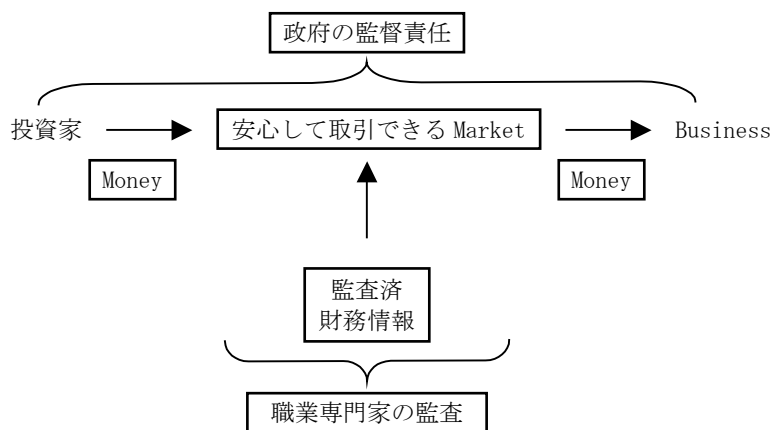
企業会計基準委員会（ASB）と所管官庁である金融庁との関係は、米国の財務会計基準審議会（FASB）と証券取引委員会（SEC）との関係を参考に設計したといわれている。すなわち、会計基準の設定権限を持つSECが、

通常はその権限を民間機関のFASBに移譲する方法である。

米国では、公的な権限を持つSECが財務諸表の開示制度を作ったのではなく、それ以前から市場参加者が事実上の制度を作り上げ、制度を担う専門家集団を生み出している。一方、日本では会計基準が、商法や税法などの周辺諸制度、または外国の会計基準の動向に左右されてきた。さらに、会計ルールの源泉であるべき市場慣行も、現場では主に、米国の制度に従った実務が大半を占めていた。会計基準の性格の違いはそのまま、日米の会計基準設定方式の違いとなっていたのである。

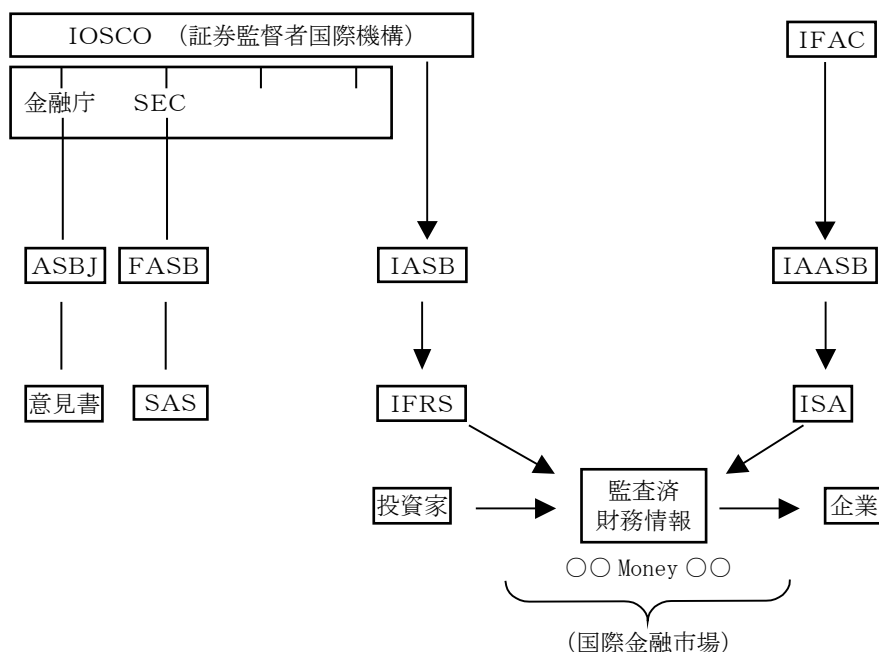
今、会計基準の担い手が企業会計審議会からASBへ移ったことの意味を考えると、日本の開示制度が、海外の動向を追う段階から、自国の市場の慣行に照らして国際会計基準をテストし、あるいは自前の会計基準を作り出して国際的な資本市場の秩序形成に寄与する時代になりつつあることの現れである。

【経済社会の動きの重要な構成要因】（安全な投資活動促進のための基本的枠組み）



（透明性、独立性、公正性の Balance のとれた基本姿勢が保たれる機構）

【グローバル経済の金融市場のメカニズム】



(略字説明)

- ①ASBJ 企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
- ②FASB 米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
- ③SAS 米国監査基準書 (Statement on Auditing Standards)
- ④IASB 国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
- ⑤IFRS 国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards)
- ⑥IFAC 国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
- ⑦IAASB 国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
- ⑧ISA 国際監査基準 (International Standards on Auditing)

つまり、民間主体による市場慣行の観察と、それに基づいた会計基準の設定に、会計制度の重点が移っているといえる。

米国のFASBによる基準書も、SECが認めなければ規範性はない。日本のASBJが決めた会計基準も、金融庁が内閣府令に書き込まなければ強制力は生まれない。だから、ASBJ会

計基準が機能するためには、強力な行政の力が背後に必要である。(上記に図解)

4. 公認会計士監査の信頼性確保

会計の職業専門家である公認会計士は、企業が公表する財務情報の信頼性を高めるため、

①財務情報が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されたか、②企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかを、自ら入手した監査証拠に基づいて判断し、その結果について、意見を表明する。これが企業の外部監査であり、それを制度化したものが公認会計士監査制度である。

公認会計士監査制度は、企業の経営者が作成した財務情報を公認会計士が監査することによって、財務諸表の信頼性及び担保価値を高める制度であり、投資家の保護及び証券市場の信頼性の確立を図っている。従って、公認会計士は監査対象の企業から独立性を保っていないてはならない。監査の質を一定に保つために設定されているのが「監査基準」であり、日本では「企業会計審議会」が意見書として公表している。

監査制度の国際的な流れをかたち作って来たのが、国際会計士連盟（IFAC）であり、1977年に設立された当初は、企業監査制度に対する社会的な認知度は低かった。1982年、IFACは国際会計基準委員会（IASC）と協約を結び、「IASCが国際会計基準（IAS）を作成し、IFACはその他の会計士業務を開発する」という役割分担を行った。

IFACの傘下にあった「国際監査実務委員会（International Auditing Practice Committee: IAPC）」が従来、国際監査基準（International Standards on Auditing: ISA）を作成していたが、2002年4月にIAPCは改組され、「国際監査・保証基準審議会（International Auditing and Assurance Standards Board: IAASB）」となった。これは、ISAの世界的な重要性が増す中で、ISAの起草作業を強化し、透明性を高めることを目的としている。

同時に、環境監査など非財務情報分野における保証（Assurance）業務も公認会計士の業務に含めることとし、IAASBによる監査基準の設定対象とした。これは、経済社会の変化に伴い、企業監査以外の分野でも、公認会計士による保証機能が求められるようになったためである。

さらに、2001年に起きた米国企業（エンロン社）の経営破たんをきっかけとして、同社を監査していた当時の五大会計事務所（ビッグ・ファイブ）のひとつ、アーサーアンダーセンが、組織ぐるみで同社の粉飾決算を見逃していたとして有罪判決を受け、アーサーアンダーセンの組織自体が消滅した。

公認会計士監査に対する世界的な信頼が大きく揺らいだのを受けて、IFACは2002年、財務報告と企業情報開示に関する信頼を回復する方法を模索するため、「財務報告信頼回復専門委員会（The Task Force on Rebuilding Public Confidence in Financial Reporting）」を設置し、翌年、コーポレートガバナンスの強化や監査の有効性の向上などを勧告する報告書を公表した。また米国では同時期に「企業改革法（サーベインズ・オクスリー法／Sarbanes-Oxley Act）」を制定し、監査人の独立性強化を図るため、監査法人に対し非監査業務の提供の禁止、監査担当パートナー等の定期的なローテーションなどを義務付けた。

日本の公認会計士監査制度は、終戦後、米国の財務諸表監査制度をモデルとして導入されたものであり、その後の改訂も常に、国際的動向の影響を色濃く受けている。

日本では1950年に、初めて「監査基準（中間報告）」が企業会計審議会によって公表された。当初は、個人の公認会計士が株式会社を監査するというスタイルが主流だったが、株

式会社の大型化によって監査人側の組織化が進み、1966年の公認会計士法の改正によって、監査法人の設立が認められた。日本企業が多国籍企業へと発展し、欧米で社債を発行するケースが相次ぐようになったが、海外の証券市場で日本の監査法人による監査証明が受け付けられないという事態が発生し、日本の監査法人と米国の大型会計事務所（ビッグ・ファーム）との提携が進んだ。監査対象である企業のグローバル化に伴って、日本の公認会計士監査制度も同様にグローバル化が進んだといえる。

1990年代のバブル経済の崩壊を受けて、1998年以降、大規模金融機関などが相次いで経営破綻した。いずれも、直前期の財務諸表監査において公認会計士は「適正意見」を表明していたため、投資家の間に、公認会計士監査に対する不信感が広がった。

公認会計士監査の信頼性回復が急務の課題となり、日本公認会計士協会は1999年に自主規制として、監査事務所が行った監査の品質管理の状況やその管理体制などをレビューする「品質管理レビュー制度」を導入した。冒頭に述べたように、2003年の公認会計士法の改正によって、当該制度は法的に位置づけられ、「公認会計士・監査審査会」のモニタリングの対象となった。更に、企業会計審議会は2002年に「監査基準の改訂に関する意見書」を公表し、継続企業の前提に関する開示の仕組みを導入した。すなわち、企業経営者は、財務諸表の作成にあたり、継続企業の前提が成立しているか否かを判断し、当該前提に関する重要な疑義が生じている場合はそれを注記すること、同時に、公認会計士に対しては、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切か検討した上で、継続企業の前提に

関する開示が適切に注記されているかを検討することが、それぞれ義務付けられたのである。

5. 企業経営と会計・監査

所有と経営の分離に始まる現代資本主義社会は、時代が進むにつれて発展し、資本の所有者は証券市場の投資家へと変容してきた。更に、今やファンド資本主義といわれるほどに変質して、投資家の性格も変化しつつある。他方、経営者が、その説明責任を果たす対象である利害関係者の構造は、多種多様となっている。

経済のグローバル化が進んだことに伴い、経営者の説明責任の開示方法は次第に、世界的に統一する方向へと向かっている。更に、法的な枠組みにおいて、時々刻々に変動する経済事象の下で経営者が企業経営に従事する実態を、常時、監視する組織体制の構築が求められている（この組織体制を「コーポレート・ガバナンス」と呼んでいる）。

米国では、1970年代に大企業の経営破綻が多発し、1980年代には、敵対的企業買収が行われ、株主がより良い経営者を選択するという意識の変化が表れた。この流れを加速させたのは、巨大な資金を運用する機関投資家、特に公的年金基金であった。年金基金は、その運用資産の特性から、基本的には株価よりも配当、短期的な利益よりも長期的な利益の獲得に主眼を置く長期安定投資家という性格を持っている。従って、優良企業を育成するという観点から企業統治のあり方や環境問題など、企業の社会的責任（CSR）に関する問題についても関心を持ち、積極的に投資先の企業に提言し、改善を求めるなどの活動を行っ

ている。このような、経営者の地位の低下と株主の復権という動きは大筋としては、今も続いている。現在、米国の公開会社の多くは、取締役会のもとに監査委員会、指名委員会、報酬委員会などを設置しており、各委員会の大半、あるいは全てが社外取締役によって構成されている。

日本においては、一方では1990年以降、すなわちバブル経済崩壊後の不況下において、①証券会社による大口顧客への損失補てん、②金融機関の不正融資、③総会屋への利益供与などの企業不祥事が次々と明るみに出て、経済界全体が企業に対する社会の信頼回復に迫られた。このため、経営者による違法・不当な行為を防止する観点から、コーポレート・ガバナンスのあり方が論じられた。商法改正により、監査役の権限強化（1993年）や株主代表訴訟制度などの改革（1993年）などが図られた。しかし、その後も①公共事業の受注等を巡る贈収賄事件、②製品の安全性に関する情報の隠蔽、③カルテル行為など、企業不祥事が続いたので、法律制度の改正や倫理綱領の策定では防止できず、日本の企業風土や経営システムのあり方まで踏み込んだ対策が必要とされた。

他方、グローバリゼーションやIT化が進む中で、企業経営にますます、迅速性と柔軟性が要求されるようになったことと、海外機関投資家や年金基金などが、株主利益向上の観点から決裁権行使に積極的になって来た。このように、コーポレート・ガバナンスの課題を効率化に求める見解は、「株式会社の目的は株主利益（投資収益）の最大化にあり、これを実現することが経営者の使命である」という視点に立つ。

日本のコーポレート・ガバナンスの課題は

「経営執行者からは独立した、実効性のある監視機関ないし監視システムをどのように構築するか」という点にある。ここで重要なのは「独立性」が制度的・法的に保証されているだけでは足りず、名実共に独立性が担保されていなければ実効性のある経営監視は期待できないということである。

このような状況下で、2004年の公認会計士法の改正で、会計監査人による監査以外のサービスの提供が禁止されるなど、米国の企業改革法の影響を受けた法改正が行われた。

それに先んじた①企業不祥事の多発に端を発して、経営者の意識をコンプライアンス（法令遵守）に向けさせた、すなわち、②違法行為や反倫理的行動を取る企業に対する社会の目が厳しさを増した、③各企業は企業防衛という観点から役職員による違法行為の防止に真剣に取り組まざるを得なくなった、④そのような企業姿勢が投資家や消費者から評価されれば、収益力や競争力の向上につながることから、長期的には企業価値を高め、株主にも恩恵をもたらすという積極的な効果が期待できる。法令遵守は当然として、環境や人権にいかに配慮しているかという観点から投資先企業を選別する社会的責任投資（SRI）行為が出現した。

更に進んで、有価証券報告書を提出する企業の代表者による宣誓・確認制度、有価証券報告書における「コーポレート・ガバナンスの状況」の開示、2005年7月13日には、企業会計審議会から「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（公開草案）が公表され、財務報告に係る内部統制に関する制度の導入が検討されている。2005年12月期からは、有価証券報告書等に虚偽記載をした企業に課徴金を課す制度を織り込んだ改正証券取引法が

施行された。

2005年7月に公表された新会社法においては「会社法制の現代化に関する要綱案」を受けて、大会社について、内部統制システムの構築の基本方針の取締役会における法定を義務付けている。内部統制システムとは「企業がその業務を適正かつ効率的に遂行するために社内に構築され運用されるプロセス」である。そして、①統制環境（社風）、②リスクの評価、③業務の中で実践される統制活動、④情報・伝達、⑤監査役などによる監視活動、⑥情報技術（IT）の活用の6つの要素で構成されている。その中の一つ、監査役などによる監視活動の全般的視野と個別的視点によって検討する視点も大事であるが、内部統制システムが有効に機能するための企業全体のカルチャー（風土）としてビジネス倫理の浸透がある。

むすび

グローバル経済の中で企業経営者の社会に対する責任のとり方と公認会計士の監査責任のあり方が、今後の会計プロフェッションの新しい制度設計の方向を決定すると思われる。

その根底には、世界経済の行方が、資本市場をリードする社会と、社会主義的な計画経済の社会との拮抗によって決まってくるという厳粛な事実が存在する。

世界の人的・物的経済資源の配分の妥当性を決める時、合議によって決まった会計基準が企業の財務諸表の基盤を構成するというコンセンサスと、その上に成り立つ監査制度のグローバルな遵守、企業のビジネス倫理がどのように働くかという3つが基本的要因となっている。そして、その要因が機能する経済土壌によって具現化の様相が決まってくる。

< 追録 >

I. 年表【1985年（昭和60年）から2005年（平成17年）まで】

会計・監査の制度を巡る動き	政治・経済の動き
1985年	
<ul style="list-style-type: none">・ 公認会計士協会(JICPA)、「EDPシステムの監査」公表(3月)・ OECD主催、会計基準の国際的調和に関する国際フォーラム開催(4月)・ 監査の国際的ガイドライン(IAG)第20号「EDP環境が会計組織及び関連する内部統制の検討と評価に及ぼす影響」公表(6月)・ 商法改正を巡り「簡易監査」についての論議盛ん(～86年)	<ul style="list-style-type: none">・ 通信自由化指導(4月)・ 金融自由化本格始動(6月)・ 日独英仏米蔵相・中央銀行総裁会議(G5)、「プラザ合意」(9月)・ 輸出産業の業績不振(円高不況)

会計・監査の制度を巡る動き	政治・経済の動き
<p>1986年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米 8 大事務所の監査法人化又は日本の監査法人への吸収終了（6月） ・ 証券監督者国際機構（IOSCO）発足（7月） ・ 会計審、「証券取引法に基づくディスクロージャー制度における財務情報の充実について」公表（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京為替市場、1ドル＝191円台と200円の大台割れ（1月） ・ 男女雇用機会均等法施行（4月） ・ 第三次中曽根内閣発足（7月） ・ 公定歩合協調利下げ、戦後3%へ、この年4回目、以後も引き下げ続く（11月） ・ 地価、72・73年の狂乱時代に並ぶ高騰、土地信託ブーム続く
<p>1987年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連結財務諸表、有価証券報告書等の添付書類として同時提出など開示内容を充実改善（4月）、91,4本体に組み入れ ・ 第13回世界会計士会議東京大会開催（10月） ・ 米トレッド委、「不正な財務報告－結論と勧告」公表（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証平均株価、初の2万円を突破（1月） ・ NTT株式、東証など3取引所に上場（2月） ・ ブラックマンデー、株価暴落（10月） ・ 竹下内閣発足（11月）
<p>1988年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AICPA、監査基準書（SAS）第52号及び第53号～61号を一括改訂（“期待のギャップ”への対応）（4月） ・ IASCの審議に米FASB初めて参加（4月）、90.1EC委も ・ 会計審、「セグメント情報の開示に関する意見書」公表（5月）（90.4以降、97年にかけて3段階に分け、順次開示項目を拡充） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準外国為替相場変更（1月） ・ 東京外為市場、一時1ドル120円45銭と戦後最高を記録（1月） ・ リクルートの未公開株譲渡問題各界に波紋（6月～） ・ 東証平均株価3万円の台に（12月）89.12過去最高の3万8915円87銭
<p>1989年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IASC、「財務諸表の比較可能性」（ED32）公表（1月）、90.7「趣旨書－財務諸表の比較可能性」公表 ・ 会計審、「監査実施準則」改訂（5月） ・ IASC、「財務諸表の作成表示に関する枠組み」公表（7月） ・ IASC・IFACワーキングパーティ、「IFACとIASC－目的、活動及び組織について」公表、両者に勧告（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税3%導入（4月） ・ 東証一部上場株式の株価総額500兆円を突破（ニューヨーク市場に大差）（5月） ・ 宇野内閣発足（6月）、海部内閣発足（8月） ・ 初の米ソ首脳会談（東西冷戦終結）（12月）

会計・監査の制度を巡る動き	政治・経済の動き
<p>1990年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計審、「先物・オプション取引等に係る時価情報の開示に関する意見書」公表（5月） ・ 日米構造協議、系列問題・株券などの大量保有状況の開示などディスクロージャー改善4項目で合意（6月） ・ AICPA、ピュアレビューを会員に義務化（7月） ・ 英、会計基準の設定に関する新体制に移行（従来のASCを廃止、会計基準審議会（ASB）など、3組織に）（8月） ・ IOSCO、「会計基準及び監査基準の国際的調和に関する報告書」公表（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公定歩合6%に引上げ（史上最高、高金利時代に）（8月） ・ 東西ドイツ統一（10月） ・ 東証上場株の時価総額590兆円から365兆円に（バブルはじける）（12月）
<p>1991年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場性ある有価証券及び先物オプション取引等の時価情報の開示、証券取引法上制度化（3月）92.3債券についても ・ 関連当事者取引、主要顧客別売上の開示、証券取引法上制度化（4月） ・ IASC・ヨーロッパ会計士連盟（FEE）主催、初の各国会計基準設定機関代表者会議開催（6月） ・ IAGを国際監査基準（ISA）と改称、第1号「監査の目的及び基本原則」公表（10月） ・ 会計審、「監査基準、監査実施準則及び監査報告準則の改訂について」公表（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 湾岸戦争勃発（1月） ・ 景気拡大、戦後最長の“いざなぎ景気”（65.11～70.7）を超え連続58ヵ月に（8月） ・ ジャスダック（JASDAQ）（10月） ・ 宮澤内閣発足（11月） ・ ソ連崩壊（12月）
<p>1992年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICPA、監査基準委員会（会則上の特別な委員会）設置（8月）同委員会報告書第1号（中間報告）「分析的手続」公表（10月） ・ 米トレッドウェイ委支援組織委（COSO）、「内部統制－包括的フレームワーク」公表（9月） ・ IFAC総会、ミッション宣言「21世紀に向けて－会計職業の戦略的方向」及び「戦略計画」採択（10月） ・ IFAC、従来の国際監査実務委（IAPC）を国際監査基準審議会（ISAB）に改組（10月） ・ IOSCO、「国際監査基準（ISA）の是認に関する決議」採択（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京佐川急便事件（2月） ・ 東証一部の平均株価の終値2万円台大割れ（87.2以来5年1ヵ月ぶり）（3月） ・ 欧州各国一斉に公定歩合を引下げ（欧州通貨制度（EMS）、5年ぶりの全面調整（9月） ・ 主要製造業の業況判断指数（企業短観）、17年ぶりの低水準（11月） ・ 地価下落（公示価格・基準地価ともに17年ぶりの下落）

会計・監査の制度を巡る動き	政治・経済の動き
<p>1993年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計審、IASに関する各界関係者懇談会設置（1月） ・ JICPA、「監査の一層の充実について」会員に通達（2月） ・ 連結ベースでの企業集団の研究開発活動状況の開示、配当政策の開示、主要な経営指標等の推移の開示、証券取引法上制度化（4月） ・ セグメント情報の開示、公認会計士監査の対象に（4月） ・ 会計審、「リース取引に係る会計基準に関する意見書」公表（6月） ・ IASC、創立20周年 ・ IASC、比較改善プロジェクトの10基準（改訂IAS）を包括承認（同プロジェクト）一区切り（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EC（欧州共同体）統合市場発足（1月） ・ ゼネコン汚職発覚（6月） ・ 地価の下落続く（東京・大阪の住宅地ではピーク時の3割強5割弱の下落）（7月） ・ 細川内閣発足（8月） ・ 政府、コメ凶作で緊急輸入を決定（コメの国際価格急上昇）（9月） ・ JR東日本、東証など4取引所に上場（10月） ・ 政府、コメの部分開放を含むウルグアイ・ラウンド受入れ（12月）
<p>1994年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JICPA、「新株引受権付社債の発行体における会計処理及び表示」公表（2月） ・ リース取引の財務諸表への注記開示を証券取引法上制度化（個別財務諸表は96.4、連結財務諸表については97.4以降から） ・ 先物為替予約状況の開示、証券取引法上制度化（4月） ・ 連結の範囲及び持分法適用の範囲に関する重要性の原則適用の形式基準（10%ルール）撤廃（4月） ・ IFAC、第1回主要国監査基準設定機関会議開催（6月） ・ IFAC、「集成統合・国際監査基準（国際監査基準及び監査の国際的ステートメント）公表（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 羽田内閣発足（4月） ・ 政府、総合経済対策を決定（過去最高の15.3兆円）（6月） ・ 村山内閣発足（6月） ・ 政府、月例経済報告で事実上の“景気回復宣言”（9月） ・ 日本たばこ産業（JT）、東証など5取引所に上場（10月） ・ メキシコ通貨危機（12月）
<p>1995年</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 米SEC、エドガー（EDGER）システムによる有価証券報告書等の受理、閲覧制度実施（96.5までに登録会社すべてに義務付け）（1月）98.1完全電子化 ・ IASC、IAS第32号「金融商品－開示及び表示」公表（3月） ・ JICPA、会長声明「より一層深度のある監査の実施について」会員に通達（3月） ・ JICPA、「自己株式の会計処理及び表示」公表（4月） ・ オペレーティング・リース取引の個別財務諸表への注記を証券取引法上制度化（4月） ・ 潜在株式調整後1株当たり当期純利益（希薄化情報）の開示を証券取引法上制度化（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州連合（EU）に3カ国新規参加し15カ国に拡大（世界最大の経済圏に）（1月） ・ 世界貿易機構（WTO）発足（1月） ・ 東京外国為替市場、一時1ドル＝79円75銭（記録更新）（4月） ・ 日米自動車交渉合意（6月） ・ 製造物責任（PL）法施行（7月） ・ コスモ信組破綻（7月）、兵庫銀及び木津信組も（8月） ・ 公定歩合、史上最低0.5%に引下げ（超金利政策スタート）（9月）

会計・監査の制度を巡る動き	政治・経済の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計審、「外貨建取引等会計処理基準・同注解」改訂（抜本的改訂 16 年ぶり）（5 月） ・ IASC と IOSCO、ISA の設定に関する合意事項発表（IASC の改訂作業を支持、終了時に包括的に受入れ）（7 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大和銀ニューヨーク支店で巨額損失発覚（9 月） ・ 政府、住専 7 社に公的資金注入を決定（12 月）
1996 年	
<ul style="list-style-type: none"> ・ JICPA、会長声明「当面する会計・監査問題への適切な対応について」公表（3 月） ・ ファイナンス・リース取引の個別財務諸表への注記を全面適用、連結財務諸表への注記を証券取引法上制度化（4 月） ・ JICPA、銀行等監査特別委報告第 1 号「銀行の海外支店監査に関する実務指針」公表（7 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋本内閣発足（1 月） ・ 東京三菱銀行発足（4 月） ・ 住友商事、銅取引による巨額損失発覚（6 月） ・ 葉害エイズ問題で強制捜査（8 月） ・ 日栄ファイナンス破綻（10 月）
1997 年	
<ul style="list-style-type: none"> ・ オペレーティング・リースの連結財務諸表での開示を証券取引法上制度化（4 月） ・ 信用金庫など協同組織体金融機関に対する公認会計士監査導入（4 月） ・ 会計審、「会計士監査の充実に向けての提言ー市場機能の有効な発揮のためのディスクロージャーの適正性の確保」公表（4 月） ・ 中国、IFAC に加盟（5 月） ・ 会計審、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書ー連結ベースのディスクロージャーの充実、「連結財務諸表原則の改訂」公表（6 月） ・ 改正商法施行（ストックオプション制度導入）（6 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税 5% へ（4 月） ・ 不良債権問題顕在化（4 月～） ・ 金融危機、破綻続出（4 月～）（日産生命、拓銀、山一証券、長銀、日債銀） ・ ゼネコン破綻続出（7～8 月） ・ タイ通貨危機（8 月）、アジアの通貨危機本格化 ・ 香港株式暴落（10 月）世界同時株安始まる ・ 東証の平均株価、終り値年初比 4000 円超の下落、大納会の終り値は 87 年以来の安値 ・ 年間のスーパー売上高 77 年以来最大のマイナス幅
1998 年	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計審、「連結キャッシュフロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」公表（3 月） ・ 会計審、「研究開発費等に係る会計基準の設定に関する意見書」公表（3 月） ・ 会計審、「中間連結財務諸表等の作成基準の設定に関する意見書」公表（3 月） ・ JICPA、継続的専門研修制度導入（4 月） ・ 会計審、「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」公表（6 月） ・ 会計審、「中間監査基準の設定に関する意見書」公表（6 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税特別減税実施（2 月） ・ 金融機能安定緊急措置法施行（2 月）、金融機能再生緊急措置法施行（10 月） ・ 完全失業率 53 年以来初の 4% 台に（3 月）99.4、5% 台に ・ 外国為替取引自由化（4 月） ・ 金融庁発足（6 月）、金融再生委発足（12 月） ・ 小渕内閣発足（7 月） ・ “日本列島総不況” と経企庁報告（8 月）

会計・監査の制度を巡る動き	政治・経済の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・ JICPA、研究報告「企業会計制度の再構築－ 21 世紀に向けて」公表（9月） ・ 会計審、「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」公表（10月） ・ 会計審、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の見直しに関する具体的な取扱い」公表（10月） ・ IASC、IAS 第 39 号「金融商品－認識及び測定」採択（コア・スタンダードの主要部分完成） ・ IASC、「IASC の将来像」（討議資料）公表（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロシア事実上の通貨切下げ（8月）、株安、連鎖的に全世界に波及 ・ 国債利回り、史上初の 1%割れ（9月）
1999 年	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計審、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」公表（1月） ・ 会計審、「有価証券報告書等の記載内容の見直しに係る具体的な取扱い」公表（2月） ・ JICPA、「品質管理基準」及び「レビュー手続」公表（3月）、監査事務所に対する品質管理レビュー開始（4月） ・ 有価証券報告書等の記載内容「連結主・個別従」に移行（4月） ・ 公認会計士審、「会計士監査の在り方についての主要な論点」公表（7月） ・ 会計審、「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」公表（10月） ・ JICPA、「飛ばし類似金融商品等の取扱い」公表（11月） ・ IASC 作業部会、「IASC の将来像への勧告」公表（11月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーロ（欧州単一通貨）11 カ国に導入（1月） ・ ニューヨーク株式市場のダウ工業株 30 種平均、史上初 1 万ドル突破（3月 16 日） ・ 完全失業者数、史上初 300 万人を超える（3月） ・ 金融再生委、15 行に 7.4 兆円の資本注入を決定 ・ 景気の「谷」（97.4～）（5月） ・ 株式売買手数料完全自由化（10月） ・ 日銀は政府資金運用部の保有する国債の買オペ発表（11月～） ・ 東証マザーズ、スタート（12月）
2000 年	
<ul style="list-style-type: none"> ・ IASC、IAS 第 40 号「投資不動産」（コア・スタンダードを構成する最後の会計基準）公表 ・ IFAC・IASC、組織改革案を採択 ・ IOSCO 年次総会、「IASC 基準の使用に関する決議」採択（加盟国に IAS の利用を認める勧告）（5月） ・ 証券取引法改正（有価証券報告書の提示手続等、01.6 から段階的に電子情報処理組織に移行）（5月） ・ IFAC、「アシュアランス（保証）業務に関する国際基準」（ISAE）採択（6月） ・ 欧州委（EU）、「EU の会計戦略－将来措置」公表（05 年までに IAS に従った連結財務諸表の作成を義務づけ）（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤフー株価、店頭市場で 1 億円台の大台（1月）（IT バブル） ・ 森内閣発足（4月） ・ 日産自動車、ゴーン改革開始（6月） ・ そごう、民事再生法適用（7月） ・ 日銀、金融緩和と政策転換（これまで金利実質ゼロから 0.25% 引上げ）（8月） ・ みずほホールディングス発足（9月）

会計・監査の制度を巡る動き	政治・経済の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公認会計士審、「監査制度を巡る問題点と改革の方向－公認会計士監査の信頼性の向上に向けて－」公表（6月） ・ JICPA、「倫理規則」を制定（従来の「紀律規則」を全面改正）（7月） ・ JICPA、研究報告書「公認会計士の保証業務－基礎概念、実務及び責任の研究」まとめる ・ IASC、IAS 第41号「農業」公表（最終のIAS、28年間の活動終わる）（12月） ・ IASC、新組織に対する「IASC理事会ステートメント」公表（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この年、東証マザーズ、ジャスダック・ジャパン（現ヘラクレス）への年間の新規上場企業数前年比21倍の157社
2001年	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際会計基準審議会（IASB）発足（4月活動を開始、IASは国際財務報告基準（IFRS）に（1月） ・ 商法改正（会社分割法制創設、半世紀をかけた商法の全面的な見直し完結）施行（4月） ・ JICPA、監査業務モニター会議設置（7月） ・ JICPA、経団連など民間10団体、（財）財務会計基準機構（FASF）設立（7月）企業会計基準委発足（ASBJ）（9月） ・ IFAC、ISABを国際監査・保証基準審（IAASB）に改組（11月）02.6発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日銀、ゼロ金利実質復活（3月） ・ 小泉内閣発足（4月） ・ 金融商品販売法施行（4月） ・ 三井住友銀、ソニー銀、アイワイ銀、発足（4月） ・ 米国で同時多発テロ（9月）、イラク戦争へ ・ 欧州協調利下げ、日本も同調（9月） ・ 完全失業率5.3%（53年以来最悪）（9月） ・ 不動産投資信託、東証に初上場（9月） ・ マイカル、民事再生法適用（9月） ・ 米エンロン破綻（10月） ・ アルゼンチン、事実上の債務不履行（デフォルト）（12月）
2002年	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計審、「監査基準の改訂に関する意見書」公表（1月） ・ 基準委、企業会計基準第1号「自己株式及び法定準備金の取扱等に関する会計基準」公表（2月）（「会計基準適用指針」「実務対応報告」も順次公表） ・ IFAC、「エンロン事件及び公共の利益に対する世界の会計士職業のコミットメントに関する国際会計士連盟の声明」公表（2月） ・ 米POB（公共監視委）解散（25年の活動に幕）（3月） ・ JICPA、継続的専門研修制度を義務化（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーロ流通開始（1月） ・ 雪印食品、偽装牛肉事件（1月） ・ UFJ銀行発足（1）みずほ銀行発足（4月） ・ ペイオフ一部解禁（4月） ・ 職業のコミットメントに関する国際会計士連盟の声明」公表（2月） ・ トヨタ自動車、日本企業初の経常利益1兆円を達成（6月）04.5純利益も1兆円

会計・監査の制度を巡る動き	政治・経済の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・ 米、企業改革法（サーバインズ・オックスリー法）成立（7月） ・ 会計審、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」公表（8月） ・ 企業会計基準第2号「1株当たりの当期純利益に関する会計基準」公表（9月） ・ IASBと米FASB、IASと米基準の将来の統一にむけての覚書締結（9月） ・ 会計審、「中間監査基準の改訂に関する意見書」公表（12月） ・ 金融審、公認会計士制度部会報告「公認会計士監査制度の充実強化」公表（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米ワールドコム破綻（7月） ・ 日銀が銀行保有株の購入開始（11月～）
2003年	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 米、企業会計監視委員会（PCAOB）発足（1月） ・ 会計審、「会計基準の国際的統合化（コンバージェンス）に対する基本的姿勢についての見解」公表（4月） ・ 基準委、「有価証券の時価評価、強制評価減及び固定資産の減損会計の適用に関する緊急検討の審議結果」発表（6月） ・ IFAC、「財務報告に対する社会の信頼性の回復に向けて－国際的視点」公表（7月） ・ 会計審、「企業統合に係る会計基準の設定に関する意見書」公表（10月）（会計基準の設定に一応の区切り、以後は基準の開発は基準委で） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本郵政公社発足（4月） ・ 東証平均株価7816円49銭、バブル後最安値（4月）7699円50銭、約20年5ヵ月ぶりの低水準（11月） ・ 産業再生機構発足（4月）支援第1号3社決定（8月） ・ りそな銀一時国有化（5月）、足利銀一時国有化（11月） ・ 日本鉄道建設公団など34特殊法人、独立行政法人化（10月） ・ 米国産牛肉の輸入禁止（12月）
2004年	
<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク情報の開示、証券取引法上制度化（3月） ・ 公認会計士法改正（「公認会計士の使命・職責」条項を新設、監査法人の設立届出制など）施行（4月）（試験制度は06.1） ・ 公認会計士・監査審査会発足（従来の公認会計士審査会を改組）（4月） ・ 公認会計士に対する継続的専門研修制度、公認会計士法で法定義務化（4月） ・ 継続監査期間の制限導入、審査会によるJICPAの監査の品質管理レビューのモニタリング制度開始（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット取引急増 ・ 発明対価をめぐる訴訟（1, 2月） ・ 新生銀（旧長銀）上場（2月） ・ 国内企業物価指数、00.7以来3年8ヵ月ぶりプラスに（3月） ・ カネボウ、産業再生機構下での再建策（3月）、ダイエーも支援要請（10月）

会計・監査の制度を巡る動き	政治・経済の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準委、「財務会計の概念フレームワーク」（討議資料）公表（7月） ・ 会計審、「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」公表（11月） ・ 金融庁、「開示情報の信頼性確保に向けた対応」公表（11月） ・ JICPA、「開示情報の信頼性の確保について」公表（11月） ・ JICPA、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた品質管理レビューなどの対応」公表（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三井住友銀、プロミスと資本・業務提携（6月）（三菱フィナンシャルグループも続く） ・ 日銀「短観」の業況判断、約13年ぶりの“好況感”（6月） ・ IT関連企業のプロ野球参入合戦（7月～）
2005年	
<ul style="list-style-type: none"> ・ EU、域内上場企業に対しIASによる連結財務諸表の作成を義務づけ（1月） ・ 審査会、「品質管理レビューの実態把握及び提言」公表（2月） ・ JICPA、「ディスクロージャー制度の信頼性の確保に向けて」公表（2月） ・ 企業会計基準第3号「退職給付に係る会計基準の一部改正」公表（3月） ・ 基準委とIASB、両者の会計基準の収斂に向けての共同プロジェクト初会合（3月） ・ EUの証券規制委（CESR）、欧州市場に上場する企業の統一情報開示ルール発表（7月） ・ 会社法公布（7月）06.5施行予定 ・ JICPA、日税連など4団体、「中小企業の会計に関する指針」公表（8月） ・ JICPA、「公認会計士監査の信頼性の回復に向けて」公表（10月） ・ 会計審、「監査基準の改訂に関する意見書」・「中間監査基準の改訂に関する意見書」・「監査に関する品質管理基準の設定に関する意見書」公表（10月） ・ 企業会計基準第4号「役員賞与に関する会計基準」公表（11月） ・ 改正証券取引法施行（継続開示義務違反に係る課徴金制度の導入など）（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ニューヨーク外為市場、一時101円78銭と5年ぶりの高値（1月） ・ ソニー、大幅な経営刷新を発表（3月） ・ 公示地価、14年連続下落、都心住宅地は17年ぶり上昇に（3月） ・ IT関連企業による放送会社の株大量取得問題（2月、10月） ・ ペイオフ全面解禁（4月） ・ クールビズ（地球温暖化防止目的の軽装）始まる（6月） ・ 「経済財政白書」“バブル後脱出”を宣言（7月） ・ 預金者保護法公布（8月）06.2施行 ・ 三菱UFJフィナンシャルグループ発足（10月） ・ 道路関係4公団民営化（10月） ・ 郵政民営化関連法案成立（10月）07.10民営化開始 ・ 証券取引所・銀行などのシステム障害続発（10～12月） ・ マンション・ホテルなどの耐震強度の構造計算書の偽装問題（11月）

会計・監査の制度を巡る動き	政治・経済の動き
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」公表（12月） ・ 会計審、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」公表（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証一部の日経平均株価終値、1万6000円台に（6年ぶり）（12月） ・ 米、利上げ続く ・ 中間、年間の貿易黒字、過去最高

II. 参考資料

(1) IFAC ANNUAL Report 1987

日本公認会計士協会・国際会計士連盟
Congress Program

第13回世界会計士会議東京大会 昭和62年（1987年）10月

JICPA（第385号）東京大会特集

(2) 日本公認会計士協会編集 JICPA ジャーナル

(3) IFAC・IASCのStatements

(4) 企業会計基準委員会・財務会計基準機構の公表刊行物

を凝視しながら考察したものであるから、今後、時宜を得て各論の形で改善したい。誤解や間違い等があれば訂正・修正したく、ご教示頂ければ幸いです。

III. あとがき

欧州連合（EU）では、2010年までに、開示、会計、監査規制の一本化を図ろうとして努力中であり、欧州証券規制当局委員会（CESR）は、経済主要国の会計基準を評価して、レベルの統一化を図っている。一方、国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準統一化（コンバージェンス）プロジェクトも、2009年までの道筋が明確に描かれている。

日本の開示、会計、監査基準の関係当局・団体も、2009年のコンバージェンスを目指して、企業会計基準委員会（ASBJ）を支援すると思われる。

この論文と年表は、これからの日本の展開